

第 2 部

イタリアの戦後賠償

伊 藤 カンナ

はじめに

近年、第二次世界大戦や植民地支配における戦争犯罪の公式認定・謝罪・賠償を要請する声が高まり、個人・企業や国家の責任を問う国際的な問題となっている。第二次世界大戦時の枢軸国であったイタリアでは、2008年に、当時のベルルスコーニ首相がリビアに対して過去の植民地支配を謝罪し、両国間で戦後賠償を含む内容の友好協定を締結した。戦後60年余りを経てイタリアが賠償を行った背景には何があったのか、そもそもイタリアにおいて戦争犯罪や植民地主義はどのように認識され清算されてきたのだろうか。

イタリアの戦後賠償をめぐるのは、高橋進氏が、イタリアにおいてファシスト犯罪の追及は不十分であったと指摘している。また、小田原琳氏はイタリアによる戦後賠償は不十分で、同国による旧植民地統治に関する歴史実証研究自体が手薄であったと指摘した。実際、イタリアによる戦争犯罪を実証的に検証した研究は、最近まで、デル・ボーカ氏によるイタリアの北アフリカ旧植民地戦争・統治に関する研究が主で、他にはパンクハースト氏によるイタリアのエチオピア占領期の戦争犯罪と不十分な戦後賠償の背景を明らかにする論考が主要なものである¹⁾。

本稿では、主にノッター文書の検証を軸として、戦後、イタリアの戦争犯罪はどのようにとらえられ、どのような戦後賠償の内容が形成され

1) 高橋進 [2010] 「戦争犯罪・人道犯罪と国家責任—イタリアの場合—」『龍谷法学』42巻4号、282頁—307頁、小田原琳 [2001] 「歴史の否認—植民地主義史研究に見るイタリア歴史修正主義の現在」、アンジェロ・デル・ボーカ編、高橋武智監訳 (2000) 『ムッソリーニの毒ガス—植民地戦争におけるイタリアの化学戦』大月書店、Del Boca, Angelo (2010), *Gli Italiani in Libia*, Oscar Mondadori; Pankhurst, Richard (1999) "Italian Fascist War Crimes in Ethiopia: A History of Their Discussion, from the League of Nations to the United Nations (1936-1949)," *Northeast African Studies*, Volume 6, No.1-2, pp.83-140 を参照。

たのか、イタリアと旧植民地との関係はどのような変化を遂げたのかを検討する。

1. イタリアと戦争終結

(1) 共同参戦とファシスト制裁

1943年7月10日、連合軍はイタリアのシチリアに上陸した。同月25日、宮廷クーデターでムッソリーニは解任、逮捕され、バドリオが首相に任命された。バドリオは秘密裏に連合国と協議を進め、同年9月3日、イタリアは無条件降伏し休戦協定に調印した。その翌日には、共産党からキリスト教民主党までの諸政党が参加して統一レジスタンス組織（国民解放委員会 CLN）が結成され、対ドイツ戦争で連合軍に協力した。

北イタリアに進駐したドイツ軍がローマに迫ると、9月9日、国王とバドリオと政府の一部は連合軍支配地域である南イタリアのブリンディシに逃走し、10月13日にドイツに対して宣戦布告した。同日、イタリアはイギリス、アメリカ、ソ連から共同参戦国と正式に認められた。他方でムッソリーニは軟禁先からナチスによって救出され、北イタリアのサロ湖周辺に傀儡政権であるイタリア社会共和国を建国した。

バドリオは、国民に対しても対外的にも、自分たちを自由かつ民主的な新生イタリアと称した。また、それ以前のファシスト体制は20年間にわたって無理強いされた体制であり、自由で偉大な連合国国民と共闘して、共通の敵ドイツに勝利しようと訴えた²⁾。

このようにイタリアは「ファシスト国家」から「連合軍の共同参戦国」へと立場の転換を図ったが、それはアメリカによっても採用された。1944年6月のローマ解放（連合軍による奪還）を記念する演説で、アメリカ合衆国大統領F・ルーズヴェルトは、「枢軸側に偽りの誓いをたててきたイタリア国民もまた、彼らの国土で、ドイツの侵略者に対する連合軍の戦闘のために、自国の軍隊を派遣し戦いに参加した」とし、「この四半世紀、イタリア国民は隷属させられ、ムッソリーニの支配により体面を傷つけられた」としてイタリア人をファシストの犠牲者と位置付けた。彼はさらに、「イタリアでは、国民はムッソリーニの腐敗した統

2) “1944: anno di memoria. Spigolature, documentarie, senza comment”, in Museo Badoglio, <http://www.museobadoglio.altervista.org/stampa.htm>

治下で長い間生活し、経済状態はますます悪化している。連合軍は、ファシストの失政がもたらした飢え、栄養失調、病気、教育の低下、低い公衆衛生を目の当たりにしている」とし、「占領中の連合軍の任務は極めて大きい。我々は、地方政府を支援して民主化路線の改革を支えることで、最底辺から着手せねばならない。我々はドイツ人がイタリア国民の口から盗んだパンを代わりに与え、彼ら自身の作物を育て利用させ、ファシストに捕らわれた学校を清浄化するよう支援せねばならない」と述べ、イタリア支援へのアメリカ国民の賛同を求めた。また、そのためのコストは将来への投資であるとし、「イタリア国民には自治能力がある。我々は、平和を愛する国民としての彼らの美德を見失ってはならない。我々は、イタリア人が何百年にもわたって芸術や科学の分野でリーダーであり、全人類の生活を豊かにしてきたこと、彼らが、[中略]恐れ知らずの発見者コロンブスの子孫だということを忘れない」として、「敵国イタリア」のイメージを払拭した³⁾。

この演説が行われたローマ解放後も、連合軍はイタリア半島を北上して枢軸軍と戦闘を繰り返した。ついに、1945年4月、北イタリアのドイツ軍は降伏し、スイスに脱出を図ったムッソリーニはパルチザン部隊に発見され、逮捕されて翌日処刑された。

このようにイタリアでは、レジスタンス勢力が連合軍に協力してドイツ軍と戦い、ファシストの最高責任者を自らの手で粛清した。このため、ファシスト制裁はイタリア政府自身によって1944年2月から自主的に進められ、ニュルンベルク裁判や東京裁判のような連合軍による国際軍事裁判はイタリアに対しては行われなかった。しかし、イタリアの政府機関によるファシスト犯罪の追及活動は1946年には終了し、有罪判決を受けた者の多くは同年の共和政成立を祝う恩赦で減刑・釈放された。また、イタリア国内及びバルカン半島、地中海諸島のナチス占領時代の戦争犯罪に関して米英軍が行った軍事裁判でも、対象者や刑罰が不十分で減刑が繰り返され、有罪判決を受けた者もほとんどが1952年ごろまでに釈放された。これらの事実からイタリアにおけるファシスト犯罪の

3) F.D.Roosevelt, *Conversazione presso il caminetto*, 5 giugno 1944, in Museo Badoglio (Discorso di F.D. Roosevelt dopo l'entrata degli Alleati in Roma)

追及は不十分であったと評価される⁴⁾。

(2) アメリカによる支援と国際社会への復帰

1944年5月以降、アメリカは、イタリア問題に関する部門別会議を立ち上げ、3日から週一回のペースでイタリアの安全保障、領土、政体等について検討を進めた。同委員会の議事録には、イタリアのヨーロッパでの国境画定や旧植民地の処分については、イタリア国民の永続的な恨みを招く可能性があり、場合によっては非民主的な政府がイタリアを支配しかねない、と注意を喚起する記述がある。

この結果、たとえば、ユーゴスラビアとの国境問題では、「イストリアの炭鉱は明らかにイタリアにとって利益がある。とりわけ、イタリアは外国の石炭を購入するための外貨が深刻なほど不足しているため」とし、「イタリアが炭田を保有したままでいられるよう国境線を引く」という意見で一致した⁵⁾。また、イタリアの武装解除については制限付きの軍勢力を認めた部分的な軍備縮小が提案された⁶⁾。このようにアメリカ当局の議論では、イタリアに対する寛大な配慮が確認される。

1944年9月以降、イタリアは共同参戦国⁷⁾という立場を手に入れたことで、アメリカとの関係は全体的にきわめて良好で、両国間の講和条約の話し合いも非常に友好的なものだった⁸⁾。

しかし、イタリアの国際社会への復帰には、「旧敵国」という地位が立ちはだかった。1945年4月末から6月末のサンフランシスコ会議では、

4) 高橋進 [2010]、284 - 5 頁参照。ミラノの重罪裁判所では戦争犯罪 890 件の判決のうち、死刑判決 36 名 (執行 2 名)、公職追放は全国で約 3 万 5000 人が審理され罷免は 2500 名。46 年 6 月には共和制発足を祝って恩赦が実施され、有罪判決を受けたファシストたちも減刑ないし釈放され、亡命していたファシスト幹部も処罰を心配せず帰国したという。

5) Notter 1173-3 Italy: Inter-Divisional Committee on Italy, minutes of meetings, 1944/5/10- 1945/1/2.

6) 軍備の制約として国軍・警察関連の支出が予算の 5% 以内という予算管理策が考えられた。Notter 1090-CAC-336, "International Security: Problems relating to enemy stats Italy: Armaments," December 19, 1944.

7) ちなみに、他の旧ドイツ衛星国もドイツに宣戦布告したが、共同参戦国と認められた国はなかった。Notter 1970-254, June 11, 1945.

8) Surrey, Walter Sterling (1951), "Problems of the Italian Peace Treaty: Analysis of Claims Provisions and Description of Enforcement," *Law and Contemporary Problems*, Volume 16, No. 3, pp.435-447, pp.435-6 参照。筆者 (サリー) はアメリカ側の交渉代理人として 1947 年 8 月の米伊経済協定の交渉に当たった。

開催が告示された当初から、イタリア当局とイタリア系アメリカ国民は米國務省に対して非公式にイタリアの参加希望を伝え始めた。これに対し米國務長官は、アメリカは「イタリアが世界共同体で正当な立場を取り戻せるよう支援に」努めているが「他国からの障害がイタリアの参加を妨げている」と回答した。当時アメリカで発行されていた主要イタリア系新聞各紙は、アメリカ政府の保証に期待する一方で、英ソの妨害を非難し、講和条約で決定されるイタリアの国境問題や軍備削減についても不信感を示している⁹⁾。一方、米國務省は、イタリアを会議に招待するために必要な全ての発起国の承認が得られることには懐疑的であり、肘鉄砲を食らわせることでイタリアの長い間の関心に悪影響を与えるのではないかと懸念した¹⁰⁾。

6月上旬、アメリカ政府ヨーロッパ局は、五大国代表に対して、会議議長〔米國務長官〕は事務総長にイタリア政府の要請を実行するよう依頼し、イタリアの関係閣僚会議が作成した意見書¹¹⁾を全ての会議代表に回覧するしかとるべき道はないと感じていると伝えた。文書の回覧中、各国代表は無言で、ただ中国代表だけがイタリアの会議参加に反対を表明した。アメリカは以上の状況から英仏中は反対するだろうと推測した。実際、イタリアはサンフランシスコ会議に出席を認められなかった。

1945年6月にアメリカ当局が作成したイタリアに関する極秘文書¹²⁾では、大国とイタリアとの関係について次のように整理している。アメリカ政府は、伝統的に親密で友好的な米伊両国の関係と、多数のイタリア系国民に気を配っており、休戦以降、イタリアの再生と民主主義の強化、経済復興を支援する政策をとり続けてきた。一方、ソ連政府は同様の懐柔的な政策を行ったが、その主な目的はイタリアでソ連の影響と威信を高めるためであった。イギリス政府はイタリア再生を支援する準備はあまりできていない。これはおそらく、1940年の「裏切り行為〔宣

9) Notter 2081-5 Memorandum for the American Delegation: Number 5, 5 May 1945.

10) Notter 1970-254, Top secret: Italy, June 11, 1945.

11) この文書でイタリアは、1944年6月のルーズヴェルト大統領の「我々はイタリアの助けを必要とし、永続する平和のためのイタリアの支援を期待している」という発言を引用し、イタリアは18か月にわたりこうした支援を与え、将来も与える用意があると訴え、会議への参加を認めるよう要請した。Notter 1970-246, 12 June 1946.

12) Notter 1970-254 June 11, 1945

戦布告]」に関する英国国民の怒りや、フランス、ギリシャ、ユーゴスラヴィアの見解が原因だろう、と分析している。

イタリアの国際連合への加盟については連合諸国は、イタリアとの講和条約発効後、同国の加盟¹³⁾申請を支援する意思を表明しており、講和条約の内容を協議する際に、イタリアの加盟条件についても議論した。その際アメリカは、イタリアは国際連合憲章53条2項に規定する「敵国」のカテゴリーに属し、連合国としての権利は認められないとしながらも、国連には平等に受け入れることでイタリア国民の不当な敵意や反感を避けられるし、国連自身の活力や存続にとっても、イタリアを国連の国際平和と安全保障の責任の範囲内に組み込むことは望ましいと考えていた¹⁴⁾。

しかし、実際には、1947年に講和条約が締結された後も、ソ連とその同盟国はイタリアの国連加盟に反対を唱え続けた。1951年9月に英仏米は、イタリアでは既に民主主義が定着しており、国連から締め出す正当な理由はないという共同声明を出し、翌月、パリ講和条約に調印した他の10カ国もこの共同声明を支持した¹⁵⁾。結局、イタリアの国連加盟は東西冷戦の構図の中で先延ばしされ、1955年末ソ連等が反対のまま認められた。

(3) 講和条約と戦後賠償

イタリアの講和条約をめぐるのは1945年、46年にアメリカ当局及び連合国間で協議が重ねられた。アメリカはイタリアに課される賠償条件が、同国の健全な経済状態や国際社会での他のメンバーとの良好な関係の再建を阻害するほど重くならないように配慮したとされる¹⁶⁾。しかし、実際の講和条約の内容は、当初アメリカの委員会が考えていたものよりも、厳しくなった。

13) Cf. Pietro Pastorelli, "Italy's Accession to the United Nations Organization," http://www.diplomatic.gouv.fr/fr/IMG/pdf/ONU_pietro_pastorelli.pdf

14) Notter, 204-2. UN:Content of clause in Italian treaty of peace concerning membership in UNO, and articles suggested for inclusion in peace treaty with Italy, Finland, Romania, Hungary and Bulgaria. 1945/8/23-1946/5/21

15) http://modern_italy.enacademic.com/324/Peace_Treaty_of_1947; Kogan, Norman (1953) "Revision of the Italian Peace Treaty," *Indiana Law Journal*: Vol. 28: Iss. 3, Article 2. <http://www.repository.law.indiana.edu/ilj/vol28/iss3/2>

16) Surry, Op.cit.

イタリアと連合国との講和条約は1947年2月10日にパリで調印された。同条約の前文では、イタリア国民の民主的要素が連合軍に協力してファシスト体制を倒し、1943年の無条件降伏後は連合国の共同参戦国として、政府軍・レジスタンス勢力双方が対ドイツ戦で重要な働きをしたと記述している。しかし、講和条約では、イタリアは旧敵国として扱われた。

講和条約において、イタリアは実質的に非武装化され、ファシズム期に侵略した各国に対して賠償金の支払いを課された（ソ連に1億ドル、ギリシャ1億500万ドル、アルバニア500万ドル、ユーゴスラヴィア1億2500万ドル、エチオピア2500万ドル）。アメリカ、イギリスをはじめ連合国の多くは賠償請求権を放棄した。ただし、自国民の、イタリアに対する戦争被害の賠償請求は満たされるよう保護する見地から、国民の正当な賠償請求を満たす範囲内で自国内のイタリアの資産を利用すること、また、イタリア国内にある自国と自国民の資産の返還と、損壊した場合には必要額の三分の二をリラ建てで弁償することが講和条約に盛り込まれた（79条）。

実際には、イタリアの負担は、条約調印の前後にアメリカからUNRRA（連合国経済復興機関）援助や民間のチャネルを通して与えられた多額の資金援助によって軽減された。これらのアメリカ援助は、戦後、石炭や小麦などの生活必需品の欠乏やドル不足、財政赤字と国際収支赤字に苦しんでいたイタリアにとって復興を支える重要な要素となった¹⁷⁾。

領土問題についてはイタリア側に強い不満が残る内容となった。西の国境ではブリガとテンダがフランスに割譲された。これは象徴的な併合で、国境は微調整されるに留まった。一方、東では、ソ連の支持を受けたユーゴスラヴィアの領土要求が通り、イタリアは、以前のヴェネツィ

17) イタリアとアメリカは1947年8月14日に、講和条約に関する様々な経済的・財政的問題について書面で合意した。これは、イタリアの講和条約の経済・財政条項の重い負担を軽減する効果を持った。その目玉はアメリカ政府の約10億ドルの請求権放棄と、イタリアとイタリア国民の封鎖された資産総額約6000万ドルの返還、戦前にアメリカによって押収された8艘の船舶の返還であった。調印した米国務長官代行は、この合意内容がイタリアの困難な財政状況を軽減するよう期待するとし、この合意はドイツや日本の資産返還の前例とはみなされない点を明確にした。Notter 860-PI0-607, "Summary of Bi-lateral United States-Italian Financial and Economic understandings in relation to the Italian Peace Treaty," August 24, 1947.

第2部 連合国の「寛大なる講和」と旧枢軸国の対応

ア・ジューリア州の大部分と、アドリア海の島々、ダルマチア地方のポーラとゾラ、フィウメをユーゴスラヴィアに割譲した。トリエステと内陸地域は自由領トリエステとして独立した。

イタリアは第一次大戦やそれ以前から領有していた植民地もすべて失った。ドデカネス諸島はギリシャに割譲され、アルバニアとエチオピアについては独立を承認し、中国の天津の租借地は放棄し、リビア、エリトリア、イタリア領ソマリランドについても全権を放棄した。

講和条約調印の翌日、当時のイタリア首相デ・ガスペリは同条約に次のように抗議した。「イタリア国民は、彼らを戦争に引きずり込んだ強制された体制に対抗して戦い、外国から多くの称賛で支持されたことを自覚している」。条約は「我が国や他国にとっての多くの災いの種である、人口の圧迫による窒息感」を悪化させ、「国土にひしめく4500万人の国民を養うことができない国家の生命」に毒を盛った。これはムッソリーニが修正主義や拡張主義、1940年6月10日の宣戦布告を正当化するために用いたのと同じ動機である¹⁸⁾、と批判した。

デ・ガスペリの発言にあるように、イタリアでは人口過剰問題を解消するために19世紀末以降アフリカの植民地化を推進してきた。イタリアによる植民地支配は、連合国において残虐行為を認識されていながらも、パリ講和条約で対植民地賠償は盛り込まれなかった。次章では、イタリアと植民地との関係について見ていく。

2. イタリアによる植民地支配と賠償

(1) 歴史

イタリアはヨーロッパ列強の中で最も遅れて植民地拡張政策に着手した¹⁹⁾。1881年、チュニジアの保護領化をめぐりフランスに敗退すると、イタリアは「アフリカの角」と呼ばれる地域を拡張主義の目標として狙

18) Mola, Aldo A., "E i vincitori si rubarono anche la memoria, (そして勝者は記憶まで奪い去った)", *Il Domenicale*, 10 febbraio 2007, p.3. パリ講和条約はイタリアの憲法議会(当時、国会として機能)で7月24日から31日に議論された。キリスト教民主党、社会民主党、共和党は支持、社会党は抗議を表明して退席し共産党は棄権し、出席者410名のうち330名が投票(賛成262票、反対68票)、議員総数556名の47%で批准が承認された。

19) 小田原琳[2001]189-90頁、デル・ボーカ編[2000]、viii-xxiv頁参照。

うようになった。1869年には、ジェノヴァの船舶会社が紅海沿岸のアッサブ湾（エリトリア）を領有したが、1882年に政府はこれを買上げ、1885年にはエチオピア北方のマッサウ港を占領するために派兵した。これがイタリア植民地主義の軍事的第一歩であった。

マッサウ領有はエチオピア帝国の海への出口をふさぎ、フランス領ソマリランドの拡大を妨げた。イタリアはアフリカの角の南側を占領し、イタリア領ソマリランドを形成した。しかし、エリトリア植民地への拡張主義的圧力とエチオピアの保護領化の試みによりエチオピアと対立し、アドウワの戦いで大敗北を喫した。ヨーロッパ列強がアフリカ現地民に対して初めて敗れたことは、イタリア国内で大衆の怒りと反植民地主義の抗議行動を呼び、イタリアの植民地主義は中断し、貧しい農民たちをエリトリアに移住させる計画も棚上げされた。

しかし、20世紀に入ると、当時トルコ領であったリビアを豊かな移住先と宣伝する熱烈で戦闘的なプロパガンダに押され、1911年、ジョリッティ政権はトルコを攻撃、1912年にトルコからリビア（西部のトリポリタニア、東部のキレナイカ）全土と、ギリシャ・ドデネスカ諸島を割譲された。ただし、実際にリビアで支配可能であったのはごく一部の地域に過ぎず、イタリアはアラブ側の抵抗勢力の反撃に対し膨大な軍事力をつぎ込んだ。リビア遠征は財政的な負担となった。

1920年代に、イタリアは再び「力づくの方法」に回帰しリビアに軍事遠征を開始した。1922年以降ムッソリーニ政権でもこの路線は引き継がれ、1920年代末、トリポリタニアを完全掌握、1930 - 31年にはリビア全土を「奪回」した。リビアの民間人10万人が強制収容所に移送され、大半が死亡した。この時、中心的な役割を果たしたのが当時のキレナイカ総督パドリオと副総督グラツィアーニだった。彼らはその後のエチオピア支配でも中心的な役割を果たした。

1925年からエチオピア侵略の計画を練っていたムッソリーニは、1935年、宣戦布告なくエチオピアを侵略、約50万人の膨大な兵力と武器を戦場に展開した。1936年5月、首都アディスアベバを占領し、イタリア国王を皇帝とするエチオピア帝国が創設された。また、エリトリアとソマリア、エチオピアを合わせてイタリア領東アフリカが形成された。

1939年、イタリアはドイツとともに第二次世界大戦に参戦し、アルバニア、ギリシャに侵攻した。エチオピアでは占領後も民衆の粘り強い抵抗闘争が続けられ、イタリア軍は弾圧を続けたが、1941年には伊領東アフリカを失った。そして、1947年のパリ講和条約によって全ての植民地を放棄した。

しかし、講和条約から数年後、イタリアは旧植民地ソマリランドにおいて国連信託統治を任されることになる。以下では、イタリア植民地の処遇をめぐる連合国の構想に光を当てる。

(2) 英米によるイタリア旧植民地処分案

アメリカは、イタリアが保有する植民地の処分について大戦中から検討を進め、1943年9月からはイギリスと合同の協議を始めた²⁰⁾。

1944年6月のアメリカの秘密文書では、イタリアから全ての植民地を奪った場合、同国に与える影響は、同国の植民地保有の姿勢が明確に理解されていなければ正しく評価できないとし、イタリアの植民地主義について次のように分析している。

イタリアの植民地への関心は経済的なものではなく、威信にかかわるものであり、イタリアが地中海で特別な地位を占めているという考えは1939年までにイタリア人の心に深く刻み込まれた。もしイタリアが植民地を全て奪われたら、他のヨーロッパ諸国と自国を比べ、落胆、欲求不満、卑下の感覚が遅かれ早かれイタリアの新たなナショナリズム運動の土壌となり、ヨーロッパの新たなトラブルと不安の源となるだろう。また、植民地化という考えは多くの貧困なイタリア人にとって人口過剰問題を解決するという希望と結びつき、それは、とりわけエチオピアのケースやリビアへの小作農の移住のケースで、ファシストのプロパガンダによって煽られた。しかし実際にはイタリア植民地はこの問題の解決にはならず、イタリアのような貧国にとって不当な支出の原因となった²¹⁾。

このように、アメリカは、イタリアから植民地を奪うことがイタリアの国内外に及ぼす悪影響を危惧した。よって、イタリアが旧植民地を統治し続けることが可能かを現地の治安維持と経済発展の可能性という側

20) Notter 190-4: March 27, 1944;

21) Notter 195-1: June 13, 1944, A.1

面から検討した。

たとえば、エリトリアはイタリアのもっとも古くからの植民地で、戦前のイタリアによる現地民の管理と扱いはかなり良く、工学的にも発展したので、イタリアによるエリトリア支配の回復はありうるとしている。ただ、敗戦によるイタリアの威信の失墜で統治が困難になると思われること、イタリアがエリトリア支配を回復すると、エチオピアが待ち焦がれた海へのアクセスと未回収地の回復を否定することになり、エチオピア人の心中でイタリアの武力侵略と支配の不快な記憶が強められることから、イタリアが武力を多用せずにエリトリアを管理することは困難であること、その結果生じる緊張と干渉がスーダンにも混乱をひき起こし、マッサウワに構想されている国連のベースの安全にも影響するであろうこと、同様の問題はイタリア人が極めて不人気なソマリランドでも起こりうるという推論から、これらの地域をイタリアが戦後再び支配する可能性は、選択肢から外されていった。

代わって検討されたのが、国際信託統治である。アメリカは、この方式について、まず、イタリアがそれをどう受けとめるかを検討している。すなわち、イタリアは他国—とりわけフランス—の植民地保有が信託統治形式に移行すれば、トリポリタニアやソマリランドの信託統治に、渋々ながらも同意するだろうが、イタリア植民地だけの場合、甚だしい恨みを抱き、協力する意欲は得られないだろうと考えた。

一方、イギリスは1943年9月以降、イタリア植民地—特にリビア—の処遇について、非軍事化を条件としてイタリアにトリポリタニアを返還する案と、イタリアの参加を視野に入れた国際信託統治案とを検討していた²²⁾。

（3）国際信託統治とイタリア

このように、イタリアの旧植民地については、国際信託統治を念頭に

22) 英政府はリビアのキレナイカについては、1942年1月に、イーデンを通して、キレナイカのサヌシー教団に対し、戦後イタリアの支配下に再び置かれないことを確約していた。また、エチオピアの独立回復を認めており、エリトリアの大部分をエチオピアに与える考えであった Notter 195-5, P-258: Current trends in official British thought relative to disposition of Italian over seas territories, June 27, 1944.

第2部 連合国の「寛大なる講和」と旧枢軸国の対応

置いて議論が進められていった。1945年秋以降、エリトリア、ソマリランド、リビアについて「国連憲章77章が定めるとおり、第二次大戦の結果、敵国から分離された地域は信託統治協定によって信託統治システムの下におかれる」として、1946年春までに何度も国連信託統治の協定案が練られている²³⁾。

1946年8月になると、講和条約の起草段階で、「イタリアはアフリカの保有地について全ての権利を放棄する」ことが合意された。さらに条約発効から一年以内に、四大国〔英米仏ソ〕はイタリアの旧植民地の全てまたは一部に調査委員会を派遣し、現地住民の意向を調査し、その資料を基に外相委員会がイタリアのアフリカ保有地の最終処分を決定するというコメントが付記された。また、外相委員会が期間内に合意に至らない場合には国連総会に決定を委ねること、早期に信託統治が決定された場合、国連総会は速やかに信託統治委員会を設置せねばならないと規定している²⁴⁾。

1949年11月21日の国連総会の決議は、イタリアに旧植民地であるソマリランドの信託統治を委ねた。その後、信託統治委員会とイタリアとの間で信託協定の内容が話し合われ、1950年12月に国連総会で承認された。協定締結に先駆けて1950年4月、ソマリランドの統治はイギリスからイタリアに引き継がれた。

イタリアが国連の信託統治委員会に提出した1950年4月－12月の統治に関する報告書と、翌年5月の委員会での議論の内容から、イタリアの信託統治の状況を概観しよう。イタリアの統治する地域は、気候は暑く乾燥し年間降水量は10インチ以下で、一年を通して水流のある川は2本しかない。川沿いで農業が営まれているが、しばしば深刻な干ばつに見舞われ、農業生産でも鉱物資源でも極めて貧しい地域であった。領域の半分は荒地で、人口の85%は田舎に住み、うち半分は遊牧民である。彼らにとって最も重要なのは牧草地と水で、それらをめぐって非常に深刻な部族対立が生じる。民衆は原始的で西洋の基準では教育・文

23) Notter 1320-DA-6: Eritrea: draft trusteeship agreement for Eritrea, October 14, 1945 – April 12, 1946; Cf. Notter 1580-ISO-304, 305, 306.

24) Notter 201-1: UN: Provisions of the draft treaties with Italy, Bulgaria, Romania, and Hungary involving various United Nations organs, August 19, 1946.

化レベルは低かった。

イギリスからイタリアへの権限移行の直後、暴動が起り、資産や人命が失われ、大量の逮捕者が出た。翌月、イタリアの外務次官が国連の諮問委員会のコロンビア代表を伴って現地を訪問したことや大赦によって、新たな政府への住民の態度は改善されたため、イタリアの兵力はソマリランドから大量に引き揚げた。

イタリアの管理政府は、国連総会の決議で、信託統治の条件として、ソマリランドを十年間で政治的に独立できるよう支援することを要求された。前任のイギリスの管理当局は「暫定 care-taker」ベースの政策をとり、医療・教育・社会サービスの再建や拡張のために多額の支出を行わなかったため、イタリアの管理政府は、十年間でソマリランドの教育・経済・社会的発展のレベルを引き上げるといふ、非常に大きな課題を背負ったのである。

ソマリランド経済の将来的な見通しは、地場の産業企業の不在や、資本投資を引きつける難しさ、輸入超過による貿易不均衡の持続により、暗く不透明だった。さらに、イギリスからイタリアへの統治権の移譲により、貿易面でポンド決済圏からイタリアへの大幅なシフトが生じ、それ以前に確立されていた貿易ルートは崩壊した。イタリアは、信託地の予算の半分以上に当たる大規模な直接援助をせざるをえず、アメリカ政府の途上国向け援助などに金銭的支援を求めた²⁵⁾。

以上のように、ソマリランドの国連信託統治は、10年以内に政治的独立を可能にするような経済・教育・社会サービスの向上という厳しい要件を伴う上に、現地民の不満への対応など多難な問題を抱え、イタリアにとって負担が勝るものだったように見える。これらの困難な要素はアメリカが戦時中に作成した報告書でも既に指摘されており、旧宗主国であるイタリアも承知していたはずである。

では、なぜ、国連はイタリアを管理国に選び、イタリアはそれを受諾

25) Notter 1230-CDA-657 May 25, 1951 イタリアのソマリランド信託統治に固有の特徴は国連諮問委員会の設置であった。同機関は、政策の大部分について管理当局に対し監視と勧告をする包括的な権限を持ち、管理当局は同機関に相談し、必要な情報を提供する義務を負う。ソマリランドの信託統治の諮問委員会は本部をモガディシオに置き、コロンビア、エジプト、フィリピンの代表各一名が、順次、委員長を務めた。

したのか。ノッター文書を用いた管見によれば、戦争中から英米は、旧植民地が自治能力を持つとは考えておらず、戦後も欧米によって統治されるという前提で、管理にあたる適任国を検討していた。その結果、旧宗主国であるイタリアの経験と人材を利用することが有益と考えられた²⁶⁾。また、アメリカはイタリアから植民地を奪うことでその面目を潰すことを懸念しており、国連信託という形でイタリアを早期に国際社会に復活させたとも考えられる。1949年当時、イタリアは国連に未加盟だった上に、イタリアによるソマリランドの信託統治は、敗戦した旧宗主国に旧植民地の保護が委ねられた唯一のケースであった。モローネは、信託委任はイタリアが大西洋側を選択したことへの報酬としてイタリアに国際社会で満足を与える必要から行われ、異例の信託ゆえに、10年間の信託統治後の独立やイタリアの統治を監督する国連諮問委員会の設置など、他の信託統治に比較して特別な条項を付け加えることになったと考察している²⁷⁾。

以上みてきたとおり、イタリアは講和条約によって植民地を失ったものの、戦後も旧植民地の保護を国連から委託され、旧植民地の発展と独立のために貢献する役割を国際社会で与えられた。このような立場が、イタリアは植民地においてインフラ投資し、戦後もアフリカ発展に貢献したという「善良なイタリア人（による人道的な植民地統治）」神話の形成につながったのかもしれない。

（4）植民地における戦争犯罪の断罪

1935 - 36年のイタリアファシストによるエチオピア侵略とその後の占領は、エチオピアに甚大な被害を与えた²⁸⁾。1936年以降、エチオピア

26) 1944年のアメリカの文書は、エチオピアでは1942年にイタリア人が撤退した後、残っているイタリア人医師などは身の危険にさらされていることを紹介し、ソマリランドでもイタリア人住民は現地にとって有益な人材であり、イタリアが統治しなければイタリア人住民の安全は守れないと考察している。Notter, 195-1, A.8

27) Morone, Antonio(2006), "L'Onu e l'Amministrazione fiduciaria italiana in Somalia. Dall'idea all'istruzione del trusteeship," *Italia Contemporanea*, n. 242, marzo 2006. イタリアのソマリア信託統治は1950年4月から60年6月末までで、「アフリカの年」にソマリアは独立した。

28) ファシスト政府は1935 - 41年にエチオピアで100万人の大虐殺（内3万人はアデイスアババで3日間で殺害。1万5千人はエチオピア各地での毒ガスの

は国際連盟に対し、1935年末から翌年4月にかけてイタリアがエチオピア国内13か所で化学兵器を使用し、何万人ものエチオピア人を殺害したと繰り返し訴えた²⁹⁾。イタリアによる植民地での残虐行為や毒ガスの使用は同時期に連合政府にも報告され、民間報道もされていた³⁰⁾。しかし、国際連盟はこの件に関して何の公式行動もとらず、1943年7月の英米によるイタリアの休戦協定の起草時にも、当初盛り込まれた戦犯容疑者の国際連盟引き渡しの条項は削除された³¹⁾。

この背景には、英米は、新生イタリアの首相バドリオがエチオピアにおける毒ガス使用の責任者だと承知していたが、彼に、ファシスト体制を崩壊させ、ヨーロッパに平和をもたらす重要な協力者としての役割を期待していた事実があった³²⁾。

その後、エチオピアは国際連盟に働きかけ³³⁾、戦犯リストの提出を認められたが、それに要する時間や証拠の不足から、1948年11月、最重要人物、バドリオとグラツィアーニのみ引き渡しを要求した。イギリスはこの件に関して、エチオピアの要求は時期が悪く、イタリアのエリトリア植民地喪失の恨みを増幅させるだけであり、仲介できないという立場をとった。フランスも同様であった。結局、イタリアは、エチオピアとの間に国交が無いという理由で二人の身柄を引き渡さず、イタリア大使はエチオピアの覚書の受け取りも拒絶した。

こうして、リビアやエチオピアで近代兵器を使用し虐殺を指揮した二

空中散布で殺害)。教会 2000、家屋 52 万 5 千軒破壊、動物 1400 万頭の殺害、資産破壊を行った。Alemayehu, "Will Italy and the Vatican Emulate British and the Netherlands?" www.globalallianceforethiopia.org

29) Lina Grip and John Hart, "The use of chemical weapons in the 1935–36 Italo-Ethiopian War," SIPRI Arms Control and Non-proliferation Programme, October 2009; Haile Selassie, *Appeal to the League of Nations*, <https://www.mtholyoke.edu/acad/intrel/selassie.htm>

30) 例えばミネソタの新聞は戦争特派員による無検閲の記事を掲載し、1935年12月にバドリオ元帥がエチオピアでの指揮を引き継いだ後、イタリア軍はマスタードガスを空中散布したことを伝えた。Edward J. Nell, "Use of Mustard Gas Saved Italy In African War," in *The Winona Republican Herald*, August 28, 1936

31) イタリアの戦争犯罪に関するエチオピアの告発については Pankhurst[1999] op. cit. を参照。

32) 既に1943年初から英外務省はファシスト体制を転覆させうる有力候補としてバドリオの名を挙げており、支援を予定していた。Memorandum inglese sulla situazione in Italia, 13 January 1943 (W.P.(43)27) in Museo Badoglio.

33) Notter, 2032-12: June 21, 1945.

第2部 連合国の「寛大なる講和」と旧枢軸国の対応

人のうち、バドリオは1944年のローマ解放後ボノーミに政権を譲って引退し1956年に逝去した。グラツィアーニは、1948年に起訴され、1950年にローマの特別軍事法廷で禁固19年の刑に処された。しかし、その罪状は、植民地における戦争犯罪ではなく、ムッソリーニのイタリア社会共和国においてナチの傀儡としてドイツに軍事協力した罪であった。彼は4か月後に特赦を受けて放免され、1955年にその生涯を閉じた³⁴⁾。

植民地時代にイタリア軍がリビア・エチオピアにおいて戦略爆撃や、住民の大量虐殺を行い、禁止兵器である毒ガスを使用したことは、1960年代後半以降、アンジェロ・デル・ボーカによって初めて資料に基づき論証された。しかし、彼の研究は、退役軍人会などから猛烈な攻撃を受けた。また、イタリアの植民地における残虐行為は海外のメディアによって告発されたが、イタリア政府は隠蔽し続けてきた³⁵⁾。

しかし、1994年に、イタリアの軍法組織の建物内で「恥辱の戸棚 armadio della vergogna」が見つかり、その中から、戦後直後に隠された695件のナチファシスト戦争犯罪関連文書が発見されたことにより、占領地でのイタリア軍の大虐殺の調査に道が開かれた³⁶⁾。

1990年代以降、イタリアの植民地支配や占領時代に関する研究は進展し、1940 - 43年のギリシャ、ユーゴスラビアなどバルカン半島や地中海の島における占領統治中に行った加害責任問題（住民虐殺、強制収容所）についても研究が進められている。また、1993年からはイタリアとスロヴェニアの政府間合意により歴史研究の共同プロジェクトが立ち上げられ、合同委員会は2000年に両国の外務省に最終報告書を提出した³⁷⁾。1996年2月、イタリア政府は植民地侵略の際の毒ガス使用につ

34) Del Boca, Angelo, *Graziani, Rodolfo*, in *Dizionario Biografico degli Italiani di Treccani*.

35) イタリアの植民地政策と近代兵器使用に対するリビアの抵抗運動を描いた『砂漠のライオン』（1981年）は、当時のイタリア首相によってイタリア国内での上映が禁止された。<http://www.thefileroom.org/documents/dyn/DisplayCase.cfm/id/1340> 英BBC作成の『Fascist Legacy』（1989年）もイタリア＝国営放送RAIが購入したがお蔵入りとなった。

36) *Corriere della sera*, Milan, Italy, August 8, 2007

37) Salimbeni, Fulvio[2000], “Un progetto di storia condivisa: un’ipotesi di guida alla storia contemporanea di una regione transfrontiera,” ; Commissione storico-culturale Italo-slovena, *Relazione Italo-Slovene 1880-1956*. 同報告書についてイタリア政府

いて調査委員会を設置し、使用を公式に認めた³⁸⁾。イタリアの新聞各紙は、植民地で残虐行為を行った「邪悪なイタリア人」像を紹介する記事を掲載した。

しかしその後もイタリア政府の植民地時代の戦争犯罪に対する対応が劇的に変化したわけではない。2003年に、イギリスの新聞『ガーディアン』は、エチオピア北部で、マスタードガスを格納すると思われるイタリアの兵器倉庫が偶然発見され、エチオピアは国際兵器協定に則ってイタリアに撤去の支援を要請したが、過去何十年の他の要請同様、拒絶されたと伝えた。同記事は、イタリアは戦犯を裁かず、戦争といえどもむしろドイツと戦ってユダヤ人を助けたイタリア人パルチザンについて語り³⁹⁾、国際世論の批判をうまく逃れている、と批判した⁴⁰⁾。このように、イタリアによる旧植民地賠償問題は今もなお未解決の問題である。2013年にもエチオピアの団体はイタリアとヴァチカンに対し謝罪と適切な賠償を求める運動を続けている⁴¹⁾。

おわりに

イタリアによる戦後賠償は旧植民地に対する残虐行為の賠償を含まず、また戦争犯罪者もほとんど裁かれなかった。その背景を明らかにするにはより幅広く精緻な史料検証を要するが、これまで見てきた史実か

は、当時の政治状況を考慮して刊行を見合わせた。

38) 高橋進 [2010]、287 頁

39) 例えば 1993 年にベストセラーとなったイギリスの小説『コレリ大尉のマンドリン』はドイツに占領されたギリシアの島でイタリア人部隊が地元パルチザンと共闘し虐殺された事件を扱い、2001 年には人気スターによって映画化された。ちなみに、この事件に関与したドイツ国防軍の元軍人（判決当時 90 歳）は 2013 年 10 月にローマの軍事法廷で終身刑に処せられた。

40) "Italian atrocities in world war two," *The Guardian*, London, UK, 25 June 2001, <http://www.theguardian.com/education/2001/jun/25/artsandhumanities.highereducation>.

41) Kidane Alemayehu, "Apology and Adequate Reparation for Ethiopia," Global Alliance for Justice – The Ethiopian Cause. www.globalallianceforethiopia.org 2013 年にイギリスは 1950 年代に同国がケニア人 9 万人を殺害し、16 万人を強制収容所に送ったことについて公式に謝罪し、犠牲者 5200 人の原告一人当たり 4100 ポンド、総額 3050 万ポンドを支払う示談に合意した。また同年、オランダも 1945 – 49 年にオランダ軍がインドネシアで行った大量虐殺を公式謝罪し、植民地時代に殺害された人の寡婦に一人当たり 2 万ユーロを提示した。

第2部 連合国の「寛大なる講和」と旧枢軸国の対応

らは、戦争終結時のイタリアに対する連合国側の寛大な対応が浮かび上がってくる。イギリスやアメリカは大戦中、イタリアのファシスト体制を内部から転覆させる可能性に期待していた。1943年7月の英米のシチリア上陸から、同月のバドリオによるクーデター、さらに9月の休戦協定に至る過程は、英米にとってイタリアを味方陣営に引き入れることで戦局を有利に運ぶ重要な局面であり、ルーズヴェルトは英外務省に対してもイタリアの「無条件降伏」を「称賛に値する降伏」と言い換えるよう要請するなど、イタリアを寛大に処遇した。休戦後も、共同参戦国という立場を与え、自治を認め、復興支援を行い、国際社会への復帰を支持した。1944年から検討されたイタリアの軍備や旧植民地の処分についても、アメリカ当局の議論の端々に見られるのは、イタリアに恨みや敵対心を抱かせるのを避け、ナショナリズム運動を再燃させまいとする配慮である。アメリカにとって、イタリアの政治と社会を安定させることは戦後のヨーロッパ社会の安定と秩序の再構築に不可欠だと考えられ、この文脈から、イタリアの戦争犯罪は植民地侵略に関するものを含め断罪を免れ、イタリアは旧植民地の信託統治を委ねられた、と本稿では結論付けた。

戦後、イタリア政府は旧植民地からの戦争犯罪の謝罪・賠償要求に応じず、植民地支配の実態を封印してきた。しかし近年、いくつかの変化もみられる。紙幅の都合上、詳細は別稿に譲るが、2008年のイタリア・リビア友好協定では、イタリアはリビアでの植民地支配（1911 - 43年）を謝罪し、今後25年間で総額50億ドルの賠償や地雷撤去、地中海を渡る密入国者の共同取り締まりに合意した⁴²⁾。協定の背景には、EUとアフリカの関係の変化—アフリカからの不法移民の大量流入問題と、一方で、成長センターとしてのアフリカの台頭—が看取される。

また、イタリアにおける歴史教育にも改善を求める声が挙がっている。2013年の国会答弁において、イタリアがかつて一度も過去を清算せず、ファシズムについて徹底的な究明や周知を怠り⁴³⁾、修正主義と否定主義

42) *New York Times*, Aug.30, 2008; Legge 6 febbraio 2009, n.7 Ratifica ed esecuzione del Trattato di amicizia, partenariato e cooperazione fra la Repubblica italiana e la Grande Giamahiria araba libica popolare socialista, fatto a Bengasi il 30 agosto 2008, *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana Serie generale* - n.40, 18-2-2009

43) “Gli studenti italiani sanno chi è Badoglio?,” *Il Corriere della Sera*, 8 aprile 1994. 同

によって植民地での残虐行為を過小評価したことが、イタリアでのネオナチ運動の根源であると批判された⁴⁴⁾。

今日、ヨーロッパ経済が低成長に苦しみ、国内での不満がナショナリズム運動につながる一方、アフリカに成長の可能性を見だし経済連携を目指す中で、イタリアにおける戦後賠償問題と植民地主義の清算も進むものと思われる。旧植民地とイタリアとの歴史的な経済関係と賠償交渉の変遷は今後の課題として考究したい。

【付記】本論文は、平成 23-26 年度科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号 23243026）「日米特殊関係による東アジア地域再編の政治経済学研究」の助成を受けた研究成果の一部である。

※本論文は『名古屋大学学術機関リポジトリ』（<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/>）内に電子版が掲載されており、閲覧・ダウンロードが可能である。

記事は、イタリアの学校教育では 1918 年以降の現代史を学ぶ機会が無く、若者たちはムッソリーニやヒトラーを知らないと伝える。

44) Cf. XVII Legislatura. Resoconto stenografico dell'Assemblea. Seduta n.17 di giovedì 16 maggio 2013. <http://www.camera.it/leg17/410?idSeduta=0017&tipo=stempgrafofp>